

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 8月度)

- 1 日 時 令和3年8月2日(月)  
開会：午後3時04分  
閉会：午後3時35分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名  
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登  
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一  
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫  
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦  
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
意見を付する件  
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について  
第4号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地  
認定)について
- 6 職務のため出席した事務局等職員  
4名  
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
  
市長部局から  
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江
- 7 総会の概要  
(事務局) ただいまから、令和3年度8月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。  
  
(会長) 挨拶 (略)



□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、8件につきましてご説明いたします。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第2種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第2種農地です。

番号3、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
農地区分は第2種農地です。

番号4、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、  
譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は休耕田となっている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
農地区分は第2種農地です。

番号5、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、  
譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
農地区分は第3種農地です。

番号6、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、  
譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。  
農地区分は第1種農地です。

番号7、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、  
譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地は休耕田となっている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第1種農地です。

番号8、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第2種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

今回、付された案件8件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

（\*\*委員） 先般\*\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件は8件ですが、番号6、番号7につきましては、除外申請時に現地調査をしており、計画の変更等がないことから今回の調査は不要となります。

残る6件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

隣接農地のない番号5以外の7件については、隣接農地耕作者からの承諾が得られております。また、8件とも「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件8件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）  
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は——です。

譲受人が氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

願出者は高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）、

除外対象地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況とも田です。

対象地の面積は——m<sup>2</sup>、除外後の用途は\*\*です。

土地改良事業の事業完了年度は平成15年です。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は夫婦共働きであり、子どもができた時に子育てを両親に協力してもらいたいため、夫の実家に近いことが望ましいとのことです。

番号2、地区は——です。

譲受人が氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

願出者は高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）、

除外対象地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況とも田です。

対象地の面積は——m<sup>2</sup>、除外後の用途は\*\*です。

土地改良事業の事業完了年度は昭和38年です。

なお、申請地の面積が——㎡あり、基準の上限を超えていますが、申請地は国道415号に面しており、融雪パイプが設置されている関係で、降雪時には融雪パイプからの水が道路にあふれ車の水はねが敷地内に達するため、住宅やカーポートを道路から一定距離おいて建築することになる事情を県の担当者にも説明をして了解を得ております。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は夫婦共働きであり、子どもができた時に子育てを両親に協力してもらいたいこと、将来的には実家の稼業についても考えていかなければならないことから実家に近いことが望ましいとのことでした。

番号1番、2番につきましては、隣接耕作者、集落代表者、地区推進委員、土地改良区からの同意も得られております。

除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件2件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほどよろしくお願いたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般\*\*月\*\*日に行われました\*\*委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、\*\*委員から報告を受けます。

（\*\*委員） 先般\*\*月\*\*日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件2件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と\*\*委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第4号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、説明いたします。

番号1、地区は——です。

申請人が東京都\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は氷見市——番他、計——筆です。

地目は登記が——番他\_\_筆が田、——番が畑、現地の状況は宅地、面積は——㎡です。

目的は——のためです。

申請地は、平成6年6月に撮影された写真により、20年以上前にはすでに宅地の敷地内となっていることが確認できるものです。

登記簿上の地目は田および畑となっていますが、\*\*月\*\*日に事務局にて現地確認をしたところ住宅敷地となっている状況でした。



番号2、地区は です。

申請人が富山市\*\* 番地（氏名\*\*）、

申請地は氷見市 番他、計 筆です。

地目は登記が畑、現地の状況は宅地、面積は ㎡です。

目的は のためです。

申請地は、昭和33年に建築され、建築後63年が経過しているものです。

登記簿上の地目は畑となっていますが、\*\*月\*\*日に事務局にて現地確認をしたところ住宅敷地となっている状況でした。

今回、申請のありました非農地認定につきまして、番号1、番号2については、氷見市農業委員会非農地証明交付基準「第2条第1項第3号非農業的土地利用をされ、20年以上経過していること」に該当しており、その他の要件も満たしていることから、該当地が非農地である旨、所有者に対して非農地通知書を交付するものです。

今回、付された案件2件につきまして、非農地認定をして、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第4号議題、農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会8月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年8月2日

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---